

【消費税の対象となる条件とは】

こんにちは、税務第1部の野村友美です。もうすっかり秋ですね。今年の4月に消費税が増税し、TV番組やニュースは消費税の話題一色でした。消費税は皆様にとって一番身近な税金であると思いますが、「具体的にはどういう行為」に課せられるのかご存知でしょうか。今回は身近だけど意外に知らない**消費税の基本**についてお話したいと思います。



・課税の対象に必要な4要件とは

日本国内で行われる取引のうち課税の対象となるものは以下4つの要件を満たしていなければなりません。**1. 国内において行うものであること** **2. 事業者が事業として行うものであること** **3. 対価(有償)で行うものであること** **4. 資産の譲渡、貸付け、役務の提供であること** このうちどれか一つでも欠けると、消費税の対象から外れてしまいます。

1. 国内において行うものであること

消費税は日本国内で消費使用されるものを課税の対象とするため、国外で行われる取引については対象外です。基本的に**資産を売却及び貸付けた場合は資産が所在していた場所**で判定し、**サービス等についてはその役務提供が行われた場所**で判定します。

ex. 外国人が日本で物を販売する場合、物が国内に所在しているのでその行為は課税の対象になり、また、外国人の演奏者が日本で演奏した場合は演奏場所が国内であることから、その行為は課税の対象になります。

2. 事業者が事業として行うものであること

『事業者』というのは**法人と個人事業者**のことです。つまり、消費者がネットやバザーで物を販売しても課税の対象にはなりません。

また、『**事業として行うもの**』が対象となるので、例えば個人事業者が**私用**で愛用していた車を売却した場合は消費税の対象にはなりません。

ただし、事業用としてもその車を使っていたのであれば**事業の使用割合に応じて事業用部分のみ課税の対象**となります。

3. 対価(有償)で行うものであること

原則的には**対価を得て行う行為が課税の対象**となります。ただし、個人事業者が事業用の資産を私用で消費した場合や法人がその役員に資産を贈与した場合は**対価を得て行われる行為とみなして課税の対象**となります。

※本来時価による対価が見込まれるものなので、その行為自体に担税力があると考えられるためです。

4. 資産の譲渡、貸付け、役務の提供であること

消費税法でいう**資産**とは取引の対象となる**一切の資産**をいいます。したがって棚卸資産や固定資産のような有形資産の他、権利などの無形資産も含まれます。そのような**資産を譲渡及び貸付け、サービスを提供する行為に対して消費税が課せられる**ため、受取配当金、寄付金、見舞金、補助金、助成金、保険金、損害賠償金などを受取った場合には**課税の対象とはなりません**。

これらの4要件は消費税の判定の基礎となります。ただし、例外もございますので判定の際にご不明な点がございましたら、弊社までお問合せください。

(税務第1部／野村 友美)